



宮 崎 県 公 報

平成24年2月27日(月曜日) 第 2365 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) 1

告 示

- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部を改正する告示……………(環境管理課) 9
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部を改正する告示……………(") 9
- 振動規制法第 4 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準の一部を改正する告示 (") 9
- 振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域の一部を改正する告示 (") 9
- 振動規制法施行規則別表第 2 備考に規定する知事が定める区域及び時間の一部を改正する告示 (") 10
- 振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域の一部を改正する告示 (") 10
- 振動規制法施行規則別表第 2 備考に規定する知

- 事が定める区域及び時間の一部を改正する告示 (環境管理課) 10
- 振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域の一部を改正する告示 (") 10
- 振動規制法施行規則別表第 2 備考に規定する知事が定める区域及び時間の一部を改正する告示 (") 11
- 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部を改正する告示……………(") 11
- 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部を改正する告示……………(") 11
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示……………(") 12
- 保安林の指定予定の通知 (2 件) ……………(自然環境課) 12

公 告

○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見……………(商業支援課) 12

教育委員会規則

○宮崎県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則……………13

労働委員会告示

○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等の公示……………13

規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 6 号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則(平成18年宮崎県規則第83号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出) 第12条 省令第63条の規定による届出は、指定自立支援医療機関業務休止(廃止、再開、処分)届出書(別記様式第16号)によってするものとする。 第13条 [略]	<u>(指定自立支援医療機関の更新の申請)</u> 第12条 <u>法第60条第1項に規定する指定の更新は、育成医療及び政令第1条第2号に規定する更生医療にあっては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定更新申請書(別記様式第16号)によって、精神通院医療にあっては指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(別記様式第17号)によってするものとする。</u> (指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出) 第13条 省令第63条の規定による届出は、指定自立支援医療機関業務休止(廃止、再開、処分)届出書(別記様式第18号)によってするものとする。 第14条 [略]

<p>(障害福祉サービス事業の開始の届出等)</p> <p><u>第14条</u> 法第79条第2項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等開始届出書(別記様式第17号)によってするものとする。</p> <p>2 法第79条第3項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等変更届出書(別記様式第18号)によってするものとする。</p> <p>3 法第79条第4項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書(別記様式第19号)によってするものとする。</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p>(障害福祉サービス事業の開始の届出等)</p> <p><u>第15条</u> 法第79条第2項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等開始届出書(別記様式第19号)によってするものとする。</p> <p>2 法第79条第3項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等変更届出書(別記様式第20号)によってするものとする。</p> <p>3 法第79条第4項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書(別記様式第21号)によってするものとする。</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
<p>別記様式第19号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第21号とする。</p> <p>別記様式第18号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第20号とする。</p> <p>別記様式第17号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第19号とする。</p> <p>別記様式第16号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第18号とする。</p> <p>別記様式第15号の次に次の2様式を加える。</p>	

様式第 16 号（その 1）（第 12 条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名			自立支援医療を行うために 必要な体制及び設備の 変更の有無	有 ・ 無
自立支援医療を行うための入院設備の 定員		人		
<p style="text-align: center;">障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定の更新を受けたいので、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: left; margin-left: 50px;">宮崎県知事 殿</p>				

備考 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去してください。

様式第 16 号（その 2）（第 12 条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（薬局）

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
薬 剤 師 の 氏 名		
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無		有 ・ 無
<p>障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定の更新を受けたいので、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>宮崎県知事 殿</p>		

備考 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去してください。

様式第 16 号 (その 3) (第 12 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定更新申請書
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
<p>障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) として指定の更新を受けたいので、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">印</p> <p>宮崎県知事 殿</p>		

備考 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去してください。

様式第 17 号（その 1）（第 12 条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
標榜している診療科目※		
主として担当する医師の氏名		
<p>障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定の更新を受けたいので、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>宮崎県知事 殿</p>		

備考 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えありません。

様式第 17 号 (その 2) (第 12 条関係)

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定更新申請書
(薬局)

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
薬 剤 師 の 氏 名		
<p>障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関 (精神通院医療) として指定の更新を受けたいので、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>宮崎県知事 殿</p>		

様式第 17 号 (その 3) (第 12 条関係)

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定更新申請書
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無

障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関 (精神通院医療) として指定の更新を受けたいので、上記のとおり申請します。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
所在地
名 称

印

宮崎県知事 殿

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 130号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和47年宮崎県告示第 644号）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる市及び町のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川 南町 都農町 門川町 高千穂町 （「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理 課及び関係の保健所並びに関係の市役所及び町役場に備え置いて縦 覧に供する。）	次に掲げる町のうち、別添図面に着色した部分の地域 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都 農町 門川町 高千穂町 （「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理 課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する 。）

宮崎県告示第 131号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年宮崎県告示第 645号）の一部を次のように改正し、平成24年
4 月 1 日から施行する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
[略] （「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理 課並びに関係の市役所及び町役場において公衆の閲覧に供する。）	[略] （「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理 課並びに関係の町役場において公衆の閲覧に供する。）

宮崎県告示第 132号

振動規制法第 4 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準（昭和53年宮崎県告示第 267号）の一部を次のように改正し、平
成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
[略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管 理課及び関係の保健所並びに関係の市役所及び町役場に備え置いて 縦覧に供する。）	[略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管 理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供す る。）

宮崎県告示第 133号

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域（昭和53年宮崎県告示第 268号）の一部を次のように改正し、平
成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

1・2 [略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）	1・2 [略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。）
--	---

宮崎県告示第 134号

振動規制法施行規則別表第 2 備考に規定する知事が定める区域及び時間（昭和53年宮崎県告示第 269号）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 第一種区域及び第二種区域の区域 都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、 <u>えびの市及び門川町の区域のうち、次のように色分けして示した区域</u> (1)・(2) [略]	1 第一種区域及び第二種区域の区域 門川町の区域のうち、 <u>別添図面に次のように色分けして示した区域</u> (1)・(2) [略]
2 [略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）	2 [略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 135号

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域（昭和54年宮崎県告示第 821号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1・2 [略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県生活環境部環境政策課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。）	1・2 [略] （「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。）

宮崎県告示第 136号

振動規制法施行規則別表第 2 備考に規定する知事が定める区域及び時間（昭和54年宮崎県告示第 822号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 第一種区域及び第二種区域の区域 <u>清武町、佐土原町、南郷町、高崎町、高鍋町、新富町、都農町、高千穂町の区域のうち、次のように色分けして示した区域</u> (1)・(2) [略]	1 第一種区域及び第二種区域の区域 高鍋町、新富町、都農町及び <u>高千穂町の区域のうち、別添図面に次のように色分けして示した区域</u> (1)・(2) [略]
2 [略] （「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県生活環境部環境政策課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。）	2 [略] （「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。）

宮崎県告示第 137号

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域（昭和55年宮崎県告示第1765号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1・2 [略]	1・2 [略]

(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県生活環境部環境生活課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。)

(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。)

宮崎県告示第 138号

振動規制法施行規則別表第 2 備考に規定する知事が定める区域及び時間（昭和55年宮崎県告示第1766号）の一部を次のように改正する。
平成24年 2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>1 第一種区域及び第二種区域の区域 <u>田野町 北郷町 三股町 山之口町 高城町 山田町 高原町 高岡町 国富町 綾町 川南町 東郷町 北方町 北川町</u>の区域のうち次のように色分けして示した区域 (1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県生活環境部環境政策課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。)</p>	<p>1 第一種区域及び第二種区域の区域 <u>三股町、高原町、国富町、綾町及び川南町</u>の区域のうち別添図面に次のように色分けして示した区域 (1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。)</p>

宮崎県告示第 139号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成 4 年宮崎県告示第 482号）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>次に掲げる<u>市及び町</u>の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 <u>都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町</u> (「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>次に掲げる<u>町</u>の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 <u>三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町</u> (「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>

宮崎県告示第 140号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定（平成 7 年宮崎県告示第 502号）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>1 規制地域 次に掲げる<u>市及び町</u>の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 <u>都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町</u> (「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の市役所及び町役場において縦覧に供する。)</p> <p>2 [略]</p>	<p>1 規制地域 次に掲げる<u>町</u>の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 <u>三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町</u> (「別添図面」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び関係の保健所並びに関係の町役場において縦覧に供する。)</p> <p>2 [略]</p>

宮崎県告示第 141号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成14年宮崎県告示第 192号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1の地域の類型を当てはめる地域を別表のとおり指定し、平成14年4月1日から施行する。 [略]		環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号ロの規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1の地域の類型を当てはめる地域を別表のとおり指定し、平成14年4月1日から施行する。 [略]	
別表		別表	
地域の類型	当てはめる地域	地域の類型	当てはめる地域
A類型	付表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年宮崎県告示第645号）により定められた区域の区分又は騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により宮崎市長が指定する区域の区分（以下これらを「区域区分」という。）が第一種区域又は第二種区域（第一種中高層住宅専用地域及び第二種中高層住居専用地域である地域に限る。）である地域	A類型	付表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年宮崎県告示第645号）により定められた区域の区分（以下「区域区分」という。）が第一種区域又は第二種区域（第一種中高層住宅専用地域及び第二種中高層住居専用地域である地域に限る。）である地域
[略]		[略]	
付表		付表	
宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]		三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]	

宮崎県告示第 142号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字向板ケ平49-55-6、4955-14、4955-22、4977、字八重山5024-9、5024-46、5024-47
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 143号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字槇鼻平5314-25、字小長谷5315、字板ケ平5447、字小野之谷5667-30、5674-5
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の設置者に対して、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べたので、当該意見を記載した書面

を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ西都店・マックスバリュ西都店
西都市大字右松字三反田2134番1 外

2 意見の概要

荷さばき施設No.3に関して、来店客の安全確保等の観点から、下記事項について、適切な対応等を講じること。

(1) 来店客等の事故防止について

荷さばき可能時間帯については、来店客の少ない時間帯にするとともに、来店客に注意を促すため、その場所が荷さばき施設であることを明示すること。

(2) 荷さばき待ち車両の発生防止について

来客車両の侵食による荷さばき待ち車両が生じないよう、実

効性のある管理体制を具体的に示すこと。

(理由)

荷さばき施設No.3は、多くの来店客が集まる店舗入口前の一般駐車スペースに設置されるため、来店客の安全確保等の観点から、作業時間帯及び運用方法についての十分な配慮が、専用の搬出入口に隣接した荷さばき施設に比べ、特に求められるため。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年2月27日から平成24年3月27日まで

教育委員会規則

宮崎県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月27日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第1号

宮崎県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

宮崎県教科用図書選定審議会規則(昭和39年宮崎県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(専門調査員)	(専門調査員)
第4条 審議会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるために、専門調査委員を置くものとする。	第4条 審議会に、教科用図書の専門的事項を調査研究させるために、必要に応じて専門調査員を置くことができる。
2 専門調査員は、審議会委員に準じて、県教育委員会が任命する。	2 専門調査員は、教科用図書に関し専門的知識を有する者のうちから、県教育委員会が任命し、又は委嘱する。
3 [略]	3 [略]

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成24年2月27日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(平成24年2月6日現在)

氏 名	閥 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
石 田 一 雄	県労働委員会事務局調整審査課課長補佐	平22. 4. 2
江 上 仁 訓	県労働委員会事務局長	平23. 4. 4

江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平23. 8. 22
大久保 貴 司	県労働委員会労働者委員 自治労宮崎県本部執行委員長	平23. 8. 22
◎ 大 森 一 仁	県労働委員会使用者委員 宮銀ビジネスサービス(株)代表取締役	平24. 2. 6
金 丸 憲 史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平23. 8. 22
上玉利 正 利	県労働委員会事務局調整審査課長	平21. 4. 2
木 下 清 隆	県労働委員会労働者委員 U I ゼンセン同盟宮崎県支部顧問	平23. 8. 22

倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平23. 8. 22	
篠 田 良 廣	県商工観光労働部労働政策課長	平22. 4. 2	
末 藤 孝 憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業(株)顧問	平23. 8. 22	
高 橋 隆 也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行 委員長	平23. 8. 22	
辰 元 圭 子	県労働委員会使用者委員 働信愛会副理事長	平23. 8. 22	
中 原 健 次	県労働委員会公益委員 元宮崎県参事	平23. 8. 22	
中別府 暎 治	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組 合会議事務局長	平23. 8. 22	
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平23. 8. 22	
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平23. 8. 22	
山 崎 真 一 朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平23. 8. 22	
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会会長	平23. 8. 22	

◎今回変更したあっせん員候補者